

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 漁港施設（知事が指定管理者に管理を行わせるものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。